地域密着型サービス事業所の区域外利用について

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスです。

このため、原則として、事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できます。

ただし、特別な事情がある場合に限り、他の市町村が、事業所が所在する市町村長の同意を得た上で当該事業所を指定することで、当該他の市町村の被保険者が利用することができるようになりますので、御留意ください。

１　区域外利用までの流れ

加須市の被保険者がＡ市に所在する地域密着型サービス事業所を利用する必要があると認められる場合は、加須市がＡ市長の同意を得た上で、当該事業所を指定します。

②指定同意

Ａ市

Ｘ事業所

加須市

被保険者

①指定協議

③指定申請

④指定

⑤利用

【利用までの流れ】

　①被保険者や被保険者の担当ケアマネジャー等から相談を受けた加須市は、被保険者がＡ市のＸ事業所の利用の必要性があると判断した場合は、Ａ市に指定協議を行います。（※）

　※Ａ市に指定協議を行う際、被保険者によるＸ事業所の利用の必要性を判断する必要がありますので、担当ケアマネジャーから、加須市に、利用に係る理由書を提出していただきます。

　②Ａ市は、加須市の被保険者がＸ事業所の利用が適切と認める場合は、加須市に対し指定の同意を行います。

　③Ａ市からの同意があった場合は、Ｘ事業所は加須市に対し指定申請を行います。

　④加須市は、指定申請の内容が適切と認める場合は、Ｘ事業所を指定します。

　⑤加須市の被保険者は、Ｘ事業所の利用を開始します。

２　区域外利用の例外

　（１）住所地特例対象者による他市町村に所在する事業所の利用

住所地特例対象者（Ａ市に所在する住所地特例施設に入所した者）は、上記の手続を経ることなく、Ａ市が指定する特定地域密着型サービス（※）の事業所を利用することができます。

　　※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

　（２）居住系サービス事業所の利用

ア　加須市に所在する居住系サービス（認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護）を提供する事業所については、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するという地域密着型サービスの趣旨に鑑み、加須市の被保険者に優先的に利用していただくという観点から、原則として、上記の区域外利用の対象としておらず、他市町村に住民票を有する被保険者の利用を認めていません。

　　イ　ただし、特別の事情がある場合は、例外的に他市町村からの協議に応じることもありますので、高齢介護課地域包括ケア担当に相談してください。